

## 1 審査会の結論

審査請求人の行政文書の公開請求に係る「湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業（以下「事業」という。）に対して「賛成者が多数」と市長が判断したことの「賛成者が多数」であることを示す書類（松本敏子議員の発言「明らかなうそ」が懲罰の根拠として成立するための証拠の書類）」（以下「本件文書」という。）について、平塚市長（以下「実施機関」という。）が行った行政文書公開拒否決定（以下「本件処分」という。）は違法又は不当であるとは言えない。

## 2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が実施機関に対して行った本件文書の公開請求について、実施機関が令和3年4月1日付けで行った本件処分を取り消し、全ての文書を公開せよというものである。

## 3 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年3月22日に本件文書の公開を、平塚市情報公開条例（平成14年条例第24号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に請求した。
- (2) 実施機関は、本件文書は不存在であるとの理由を示して、本件処分を行い、令和3年4月1日付けで審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和3年4月20日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

## 4 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭での意見聴取において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 市長は、令和2年8月26日の定例市長記者会見で市民全体の8割が肯定的な見方をしており、令和3年3月24日の定例市長記者会見では「反対ではありません」という前文のついた書類があることを述べている。
- (2) 懲罰根拠として、令和2年3月31日から5月31日の間に実施した、事業にかかる市民意見募集（以下「当該アンケート」という。）の結果を公開せよという趣旨で請求件名を記載した。

## 5 実施機関の主張

実施機関が、行政文書公開拒否決定通知書、弁明書及び口頭での意見聴取において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 当該アンケートの結果としては、多くの方が事業に肯定的な考えであると言えるが、審査請求人が主張している、議会の中で賛成多数と答えた事実はないため、本件処分を行った。当該アンケートは、公園ができた場合に行きたいか、公園をよりよくするために聞いたものであり、賛否を集計するためにとったものではない。審査請求人が主張している賛成者多数とした書類には該当しないと考えている。
- (2) 懲罰根拠も含め、懲罰特別委員会へ提出した書類はなく、審査請求人から請求されたような文書は存在しない。

## 6 審査会の判断

### (1) 主張の相違について

審査請求人は、市長が定例記者会見で事業について8割が肯定的な意見であると発言したことを根拠に、市長が「賛成者が多数」だと判断したことを前提に賛成者が多数であることを示す文書を請求している。審査請求人は、当該アンケートがその文書に該当すると主張している。当審査会は、実施機関に当該アンケートの結果を市長に説明するにあたり秘書課を通じて提出した資料の提出を依頼し、実施機関の考えを確認した結果、実施機関に「賛成多数という認識がない。」ことが明らかとなった。

### (2) 当該アンケートの本件文書としての該当性について

本件事案は、審査請求人と実施機関との間の当該アンケートの捉え方に相違があることが原因であると考えられる。当該アンケートについて、審査請求人は本件文書に該当すると主張しているのに対し、実施機関は該当しないとの立場である。意見聴取等から、事業は令和元年6月議会で債務負担行為が承認されており、当該アンケートは改めて賛否を問うものではなく、公園ができた際に行きたいか行きたくないかという公園の整備に対する意見を募集したものであるという実施機関の認識を確認した。そのため、本件文書として、当該アンケートが該当するとは言えないとする判断も不当とは言えない。

なお、当該アンケート結果に対する実施機関の認識について、当審査会がその適否を判断するものではない。

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 7 審査会の経過

別紙「審査会の経過」のとおりである。

別紙 審査会の経過

年月日	会議名	審査会の経過
令和3年4月20日		審査請求
令和3年4月26日		諮問実施機関が実施機関に 弁明書の提出を依頼
令和3年5月19日		諮問実施機関が弁明書を受 理
令和3年5月26日		審査会が諮問書を受理
令和3年5月26日		審査請求人に弁明書の写し の送付及び意見書の提出を 依頼
令和3年6月24日	第121回情報公開審査会	意見書までの報告
令和3年7月29日	第122回情報公開審査会	審議
令和3年8月30日	第123回情報公開審査会	審議
令和3年9月24日	第124回情報公開審査会	審査請求人からの意見聴 取、審議
令和3年11月2日	第125回情報公開審査会	審議、答申案の作成
令和3年12月22日	第126回情報公開審査会	審議、答申
令和4年1月6日	第127回情報公開審査会	審議、答申
令和4年2月7日	第128回情報公開審査会	答申